

写

福指第 51 号
令和 2 年 4 月 14 日

各社会福祉施設等の管理者様

静岡県健康福祉部長

社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症による 感染（が疑われる）者が発生した場合の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中、全国の高齢者、障害者及び児童の福祉施設において利用者や職員への集団感染が発生しており、先般、本県でも介護サービス利用者の感染が確認されたところであります。

貴施設、事業所におかれましては、下記のとおり、改めて感染防止対策の取組の徹底を図るとともに、感染が疑われる者等が発生した場合の対応を適時適切に行い、集団感染を防ぐようお願いいたします。

また、県で作成した「静岡県内に帰省・来訪される皆様へ」を参考に、県外から帰省・来訪された利用者や職員の家族等に対しては、健康観察票作成等に協力していただくようお願いいたします。

なお、感染が疑われる者等が発生した場合の対応については、国から「利用者の状況に応じた対応について（入所施設、通所系、訪問系）」が示されていますので、参考にしてください。

記

1 感染防止（感染経路の遮断）対策

- (1) 職員、利用者のみならず、委託業者も含めて、マスクの着用を含む咳エチケット、手洗い、アルコール消毒を徹底する。
- (2) 利用者と接する職員のほか事務職やボランティア等、全ての職員は各自出勤前に体温を測定し、発熱等の症状がある場合は出勤しないことを徹底する。
- (3) 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が利用者の体温を測定し、発熱等の症状がある場合は利用をお断りする。
- (4) 緊急やむを得ない場合を除き、可能な限り面会を制限する。また、面会者の体温を測定し、発熱等の症状がある場合はお断りする。
- (5) 委託業者等からの物品受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行う。また、施設内に立入る場合は、体温を測定し、発熱等の症状がある場合は入館をお断りする。

2 感染が疑われる者（かぜの症状、37.5℃以上の発熱4日以上（高齢者、疾患などがある者は2日）続く、強いだるさ、息苦しさ等）が発生した場合の対応

(1) 入所施設・居住系サービス

- ア 協力医療機関に相談のうえ、帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡し、指示を受ける。また施設内で情報共有、指定権者に報告等
- イ 居室及び共用スペースの消毒、清掃等の実施
- ウ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- エ 濃厚接触が疑われる利用者は個室移動等、適切に対応
- オ 濃厚接触が疑われる職員は自宅待機等、保健所の指示に従う

(2) 通所や短期入所等

- ア 帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡し、指示を受ける。また施設内で情報共有、指定権者への報告等
- イ 車両及び共用スペースの消毒、清掃等の実施
- ウ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定
- エ 濃厚接触が疑われる利用者は自宅待機等、保健所の指示に従う
- オ 濃厚接触が疑われる職員は自宅待機等、保健所の指示に従う

(参考)

「静岡県内に帰省・来訪される皆様へ」

URL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/covid19-0413post.pdf>

「利用者の状況に応じた対応について（入所施設、通所系、訪問系）」

URL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r1/documents/riyousvanojoukyou.pdf>

担当	福祉指導課	電話	054-221-2960
	介護保険課	電話	054-221-3253
	こども未来課	電話	054-221-2924
	こども家庭課	電話	054-221-2307